（入札資料１）

一般財団法人大阪府タウン管理財団
大阪北摂霊園給水設備更新工事監理業務条件付一般競争入札実施要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は、一般財団法人大阪府タウン管理財団（以下「当財団」という。）が発注する測量・建設コンサルタント等の業務委託契約において、より良質な業務委託を確保し、かつ入札手続きの透明性・客観性・競争性を高めるために、入札に参加するために必要な資格（以下「入札参加資格」という。）等の条件を付して行う一般競争入札（以下「条件付一般競争入札」という。）の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

（実施対象）

第２条　この要綱の対象は、予定価格が１００万円を超える測量・建設コンサルタント等業務の契約に係る条件付一般競争入札とする。ただし、当財団理事長（以下「理事長」という。）が必要と認めるものを除く。

（公告）

第３条　理事長は、測量・建設コンサルタント等に関する入札情報を公告する。

２　前項の公告の方法は、当財団ホームページに入札説明書を掲載することにより行う。

（公告事項）

第４条　入札案件について公告する内容は、次に掲げる事項とする。

(1)　入札に付する事項

(2)　入札参加資格

(3)　入札参加資格審査申請書類の提出期間、提出先及び入札説明書、契約条項等を示す場所

(4)　入札の日時及び場所

(5)　前各号に掲げるもののほか、必要な事項

（入札参加資格）

第５条　条件付一般競争入札に参加することができる者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

(1)　入札案件の公告日において、大阪府測量・建設コンサルタント等業務競争入札参加資格者名簿に登載されている者で、前条の規定により入札案件毎に公告した入札参加資格を満たす者。ただし、入札案件毎に公告する入札参加資格申請受付期間において当該申請の受付を完了し、条件付一般競争入札参加申請期限までに大阪府測量・建設コンサルタント等業務競争入札参加資格者名簿に登載されている者を含む。

(2)　民事再生法（平成１１年法律第２２５号）第２１条第１項又は第２項の規定による再生手続開始の申立てをしている者又は申立てをなされている者（同法第３

３条第１項の再生手続開始の決定を受け、かつ、大阪府測量・建設コンサルタント等業務競争入札参加資格の再認定がなされた者を除く。)、会社更生法（平成１４年法律第１５４号）第１７条第１項又は第２項の規定による更正手続開始の申立てをしている者又は申立てをなされている者（同法第４１条第１項の更生手続開始の決定を受け、かつ、大阪府測量・建設コンサルタント等業務競争入札参加資格の再認定がなされた者を除く。）でないこと。

(3)　条件付一般競争入札の公告の日（以下「公告の日」という。）から開札の日までの期間において、次のいずれにも該当しない者であること。

ア　大阪府入札参加停止要綱に基づく入札参加停止の措置を受けている者又は同要綱別表に掲げる措置要件に該当する者

イ　大阪府暴力団等排除措置要綱に基づく入札参加除外の措置を受けている者又は同要綱別表に掲げる措置要件に該当する者

ウ　大阪府及び当財団との契約において、談合等の不正行為があったとして損害賠償請求を受けている者（公告の日までに当該請求に係る損害賠償金を納付した者を除く。）

(4)　前３号に掲げるもののほか、入札案件毎に定める条件を満たす者

（入札への参加）

第６条　条件付一般競争入札に参加しようとする者は、第４条の規定により公告する内容に従い、当財団ホームページから入札参加資格確認申請書をダウンロードし、必要事項を記入の上、理事長が指定する日時及び場所に提出する。

（入札の辞退）

第７条　前条の入札参加資格確認申請をした者が入札を辞退するときは、入札書を提出するまでに、入札辞退届を提出しなければならない。ただし、一旦、辞退したときは、それを撤回し、又は当該入札案件について再度当該申請を行うことができない。

２　入札を辞退した者は、これを理由として不利益な扱いを受けるものではない。

（入札参加資格の審査等）

第８条　理事長は、第６条の入札参加資格確認申請を行った者に対して、入札参加資格の有無を審査し、入札参加資格審査結果通知書を発行する。

（入札説明書及び仕様書等に対する質問）

第９条　条件付一般競争入札に参加しようとする者は、指定された期間内に入札説明書及び仕様書等に関する質問を行うことができる。

２　前項の質問に対する回答は、前条の入札参加資格審査結果通知書において、参加資格「有」の通知を受けた者（以下「入札参加者」という。）全員に対して行う。

（誓約書の提出）

第１０条　落札者は、大阪府暴力団排除条例第１１条第２項に規定する暴力団員又は暴

力団密接関係者でない旨の誓約書を契約締結までに提出するものとする。

２　落札者が前項に定める期間内に誓約書を提出しないときは、落札者としての権利を失う。

（入札方法）

第１１条　入札は、一般財団法人大阪府タウン管理財団大阪北摂霊園給水設備更新工事監理業務条件付一般競争入札心得（以下「心得」という。）に基づき実施する。

２　心得に定めるもののほか、必要な事項を定めるときは、第４条の規定により公告する事項において明らかにするものとする。

（入札保証金等）

第１２条　入札保証金は、大阪府財務規則（昭和５５年大阪府規則第４８条）第６１条各号のいずれかに該当するときは、免除する。

２　落札者が契約を締結しないときは、違約金として入札価格の１００分の１０８に相当する金額の１００分の２に相当する金額を徴収する。ただし、次の各号に定める場合はこの限りでない。

(1)　大阪府入札参加停止要綱別表１３（経営不振）の規定により入札参加停止の措置を講じられ、又は同内容の措置要件に該当したことにより、契約を締結しない場合

(2)　大阪府入札参加停止要綱別表６（安全管理措置）(2)イの規定により入札参加停止１ヶ月の措置を講じられ、又は同内容の措置要件に該当したことにより、契約を締結しない場合

(3)　代表者の死亡等により営業活動を継続しえなくなったため契約を締結しない場合

(4)　死亡・傷病又は退職により配置技術者が欠けることとなったため契約を締結しない場合

（入札結果の公表）

第１３条　入札結果の報告は、落札結果後に当財団ホームページに掲載する方法により行う。

（その他）

第１４条　この要綱に定めのない事項は、入札案件毎に定めることができる。

附則

この要綱は、平成２９年３月１５日から施行する。

（入札資料２）

一般財団法人大阪府タウン管理財団

大阪北摂霊園給水設備更新工事監理業務条件付一般競争入札心得

平成２９年３月１５日策定

（趣旨）

第１条　この心得は、一般財団法人大阪府タウン管理財団（以下「当財団」という。）が行う測量・建設コンサルタント等関係の一般競争入札（入札に参加するために必要な参加資格（以下「入札参加資格」という。）等の条件を付して行う一般競争入札を含む。以下「入札」という。）に参加しようとする者（以下「入札参加者」という。）が守らなければならない事項を定めるものとする。

（法令等の遵守）

第２条　入札参加者は、当財団会計規程及びその他関係法令並びにこの心得を遵守しなければならない。

２　入札参加者は、入札に際し、当財団の指示に従い、円滑な入札に協力し、正常な入札の執行を妨げたり、他の入札参加者の入札を妨害するようなことを避けなければならない。

３　入札参加者は、仕様書、入札実施要綱、入札説明書、質問回答書、契約書案及びその他契約締結に必要な条件を熟知の上、入札しなければならない。

４　入札及び契約に関して、用いる言語は日本語とし、通貨は日本円とする。

（公正な入札の確保）

第３条　入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和２２年法律第５４号）、刑法（明治４０年法律第４５号）等に抵触する行為を行ってはならない。

２　入札参加者は、入札に当たっては、競争を制限する目的で他の入札参加者と入札価格又は入札意思についていかなる相談も行わず、独自に入札価格を定めなければならない。

３　入札参加者は、落札者の決定前に、他の入札参加者に対して入札価格を開示してはならない。

（入札参加資格等）

第４条　入札参加者は、一般財団法人大阪府タウン管理財団大阪北摂霊園給水設備更新工事監理業務条件付一般競争入札実施要綱第４条の規定による公告において指定した期日までに、入札参加資格確認申請に関する書類を当財団に提出し、当該入札の入札参加資格の有無について審査を受けなければならない。

２　次の各号のいずれかに該当する者は、入札に参加することができない。

(1)　第１項に規定する公告に定める入札参加資格を有しない者

(2)　公告の日から入札日までの間に入札参加資格を取り消された者

(3)　前２号に掲げるもののほか、正常な入札の執行を妨げる等の行為をした者又はするおそれがあると認められる者

（入札資料２）

（入札保証金等）
第５条　入札保証金は、大阪府財務規則第６１条の規定に該当する場合は、免除する。
２　落札者が契約を締結しないときは、違約金として入札価格の１００分の１０８に相当する金額（以下「契約希望金額」という。）の１００分の２に相当する金額を当財団に支払わなければならない。ただし、次の各号に定める場合は、この限りでない。
(1)　大阪府入札参加停止要綱別表１３（経営不振）の規定により入札参加停止の措置を講じられ、又は同内容の措置要件に該当したことにより、契約を締結しない場合
(2)　大阪府入札参加停止要綱別表６（安全管理措置）(2)イの規定により入札参加停止１ヶ月の措置を講じられ、又は同内容の措置要件に該当したことにより、契約を締結しない場合
(3)　代表者の死亡等により営業活動を継続しえなくなったため契約を締結しない場合
(4)　死亡・傷病・退職により配置予定者等[注)]が欠けるため契約を締結しない場合
注）配置予定者等とは、入札参加資格に掲げた配置予定者、主任技術者等をいう。

（入札の方法）
第６条　入札参加者は、入札書に記名押印のうえ密封し、指定した日時、場所において、所定の入札箱に投入しなければならない。
２　入札参加者は、代理人をして入札させるときは、委任状を持参させ、入札執行時までに当財団に提出しなければならない。この場合において、入札書には委任者と代理人を併記し、代理人の押印をもって入札するものとする。
３　入札参加者又は入札参加者の代理人は、同一の入札に参加する他の入札参加者の代理人を兼ねることはできない。
４　入札参加者は、参加資格がある旨の確認通知書の写しを当財団に提示して、当該入札の参加資格者であることの確認を受けなければならない。
５　入札書に記載する金額については、見積もった契約希望金額の１０８分の１００に相当する金額（いわゆる税抜き金額）とすること。
６　入札会場への入室は、原則として入札参加者１名のみとする。

（入札の辞退）
第７条　入札参加者は、入札の完了まで、いつでも入札を辞退することができる。ただし、一旦、辞退した場合は、それを撤回し、又は当該入札に再度参加することができない。
２　入札参加者が入札を辞退するときは、次の各号に掲げるところにより行うものとする。
(1)　入札前にあっては、入札辞退届を当財団に提出するものとする。
(2)　入札中にあっては、入札辞退の旨を入札書に記載し、入札箱に投入するものとする。
３　入札時間を過ぎても入札書を提出しない場合は、当該入札参加者が入札を辞退したものとみなす。
４　入札を辞退した者は、これを理由として不利益な取扱いを受けるものではない。

（入札書の書換等の禁止）
第８条　入札参加者は、その提出した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることがで

きない。

（入札の取り止め等）

第９条　入札参加者が第２条又は第３条に抵触する疑いがあるときなど、当財団が必要と認めるときは、入札を延期し、中断し、若しくは保留し、又は当該入札に関する調査を行うことがある。この場合において、調査の結果、入札を公正に執行することができないと認められるときは、入札の執行を取り止めることがある。

２　前項の規定により当財団が調査を行うときは、入札参加者は調査に協力しなければならない。

３　入札の執行に際して、天災地変、その他やむを得ない事由が生じたときは、その執行を延期し、又は取り止めることがある。

（開札）

第１０条　開札は、入札の終了後、直ちに当該入札場所において、原則として入札者を立ち会わせて行い、その結果を口頭で知らせるものとする。

（入札の無効）

第１１条　次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

(1)　第４条第２項各号のいずれかに該当する入札に参加する資格を有しない者のした入札
(2)　所定の日時及び場所に提出されない入札
(3)　委任状を持参しない代理人のした入札
(4)　記名押印を欠く入札
(5)　金額を訂正した入札又は金額の記載の不鮮明な入札
(6)　誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札
(7)　談合その他の不正行為により入札を行ったと認められる者のした入札
(8)　同一の入札について、２以上の入札をした者の入札
(9)　同一の入札について、自己のほか、他人の代理人を兼ねて入札した者の入札
(10)　同一の入札について、２者以上の代理人である者のした入札
(11)　前各号に掲げるもののほか、指示された条件に違反して入札した者の入札

（失格）

第１２条　開札から落札決定までの期間において、次の各号のいずれかに該当する入札をした者は、失格とする。

(1)　大阪府入札参加停止要綱に基づく入札参加停止の措置を受けた者又は同要綱別表に掲げる措置要件に該当した者
(2)　大阪府公共工事等に関する暴力団排除措置要綱に基づく入札参加除外措置を受けた者又は同要綱別表に掲げる措置要件に該当した者
(3)　大阪府及び当財団の契約において、談合等の不正行為があったとして損害賠償請求を受けた者

（落札者の決定）

第１３条　有効な入札を行った者のうち、契約希望金額が予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とし、その者の契約希望金額を落札金額とする。この場合において、落札金額に１円未満の端数が生じたときは、切り捨てるものとす

る。ただし、落札者となるべき最低の価格での入札をした者が２者以上あるときは、直ちに、当該入札をした者にくじを引かせて落札者を決定する。なお、当該入札をした者は、くじを辞退することはできないものとし、くじを引かない者があるときは、これに代わって当該入札事務に関係のない当財団職員にくじを引かせるものとする。

２　前項の規定にかかわらず、最低制限価格制度を採用した入札の場合においては、予定価格の制限の範囲内で最低制限価格以上の価格をもって入札した者のうち、最低の価格をもって入札した者を落札者とし、その者の契約希望金額を落札金額とする。前項後段ただし書の規定は、この場合について準用する。

３　前各号の規定により落札者が決定したときは、当財団ホームページに掲載して公表するものとする。

（再度の入札）

第１４条　開札をした場合において、落札者とすべき者がいないときは、直ちに再度の入札を行うことができる。この場合において、再度の入札は２回以内とする。ただし、予定価格を事前公表し、かつ、最低制限価格制度を適用しない入札の場合においては、再度の入札は行わない。

２　前項に規定する再度の入札を行うときは、次の各号のいずれかに該当する入札をした者は再度の入札に参加することができない。

(1)　第１１条第１号から第３号まで及び第７号から第１０号までの規定により無効とされた入札をした者

(2)　第１１条第１１号の規定により無効とされた入札をした者で、再度の入札に参加させることが不適当と認められる者

（契約保証金等）

第１５条　落札者は、契約金額の１００分の５以上の額の契約保証金を納付しなければならない。ただし、契約保証金に代わる担保として当財団が認めた有価証券の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

２　前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは、大阪府財務規則第６８条の規定を適用し、契約保証金の全部又は一部を免除する。

(1)　当財団を被保険者とした履行保証保険契約（保険金額は、契約金額の１００分の５以上とする。）を保険会社と締結し、その保険証書を当財団に寄託した場合

(2)　国（公庫、公団を含む。）又は地方公共団体等と同種類及び同規模（当該契約金額の７割以上）の契約履行実績が過去２年間で２件以上ある場合で、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認める場合（落札者の申請による。）

（契約の締結等）

第１６条　契約書を作成する場合においては、落札者は、契約書に記名押印し、落札決定の日の翌日から起算して、１０日以内に当財団に提出しなければならない。ただし、当財団の承諾を得た場合は、この期間を変更することができる。

２　落札者が前項に定める期間内に契約書を提出しないときは、落札者としての権利を失う。

３　落札決定の日から契約締結の日までの期間において、落札者が第１２条第１号又は同条第３号に該当した場合は、契約を締結しないことがある。

４　落札決定の日から契約締結の日までの期間において、落札者が第１２条第２号に該当した場合は、契約を締結しないものとする。

５　前３項の規定により契約を締結しない場合、第５条第２項に定める違約金を当財団に支払わなければならない。この場合、当財団は一切の責めを負わないものとする。

（誓約書の提出）
第１７条　落札者は、大阪府暴力団排除条例第１１条第２項に規定する暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書を前条第１項の期間までに提出するものとする。
２　落札者が前項に定める期間内に誓約書を提出しないときは、落札者としての権利を失う。

（異議の申立）
第１８条　入札参加者は、入札後、この心得、要綱、入札説明書、契約条項、仕様書等について不明又は錯誤等を理由として異議を申し立てることはできない。

（その他）
第１９条　入札に際しては、すべて当財団の指示に従うこと。

契　約　書

1 業務名称	大阪北摂霊園給水設備更新工事監理業務													
2 履行場所	大阪府豊能郡豊能町高山地内　他													
3 契約期間	契約締結日の翌日から平成29年12月25日まで													
4	契約金額													円
	うち取引に係る消費税及び地方消費税の額													
	(注)「取引に係る消費税及び地方消費税の額」は、消費税法第 28 条第 1 項及び第 29 条並びに地方税法第 72 条の 82 及び第 72 条の 83 の規定により算出したもので、請負代金額に 108 分の 8 を乗じて得た額である。													
5 契約保証金	納付（又は免除）													
6 適用除外条項	なし													

上記の業務について、発注者と受注者は、各々対等な立場における合意に基づいて、別添の条項(適用除外条項は、上記6のとおり。)によって公正な契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

この契約の締結を証するため、本書2通を作成し、当事者記名押印の上、各1通を保有する。

平成　　年　　月　　日

発注者　所在地　　大阪府泉佐野市りんくう往来北1番地
商号又は名称　　一般財団法人大阪府タウン管理財団
代表者氏名　　理事長　矢追　武

受注者　所在地
商号又は名称
代表者氏名

工事監理業務委託契約約款

（総　則）

第1条　発注者及び受注者は、この契約書（頭書を含む。以下同じ。）に基づき、工事監理仕様書（別冊の仕様書及びこれらの図書に係る質問回答書をいう。以下同じ。）に従い、日本国の法令を遵守し、この契約（この契約書及び工事監理仕様書を内容とする業務の委託契約をいう。以下同じ。）を履行しなければならない。

2　受注者は、契約書記載の業務（以下「業務」という。）を契約書記載の履行期間（以下「履行期間」という。）内に完了し、発注者は、その委託金額を支払うものとする。

3　発注者は、その意図する業務を完了させるため、業務に関する指示を受注者又は第8条に規定する受注者の管理技術者若しくは現場技術者に対して行うことができる。この場合において、受注者又は受注者の管理技術者若しくは現場技術者は、当該指示に従い業務を行わなければならない。

4　受注者は、この契約書若しくは工事監理仕様書に特別の定めがある場合又は前項の指示若しくは発注者と受注者との協議がある場合を除き、業務を完了するために必要な一切の手段をその責任において定めるものとする。

5　この契約の履行に関して発注者と受注者との間で用いる言語は、日本語とする。

6　この契約書に定める金銭の支払いに用いる通貨は、日本円とする。

7　この契約の履行に関して発注者と受注者との間で用いる計量単位は、工事監理仕様書に特別の定めがある場合を除き、計量法（平成4年法律第51号）に定めるものとする。

8　この契約書及び工事監理仕様書における期間の定めについては、民法（明治29年法律第89号）及び商法（明治32年法律第48号）の定めるところによるものとする。

9　この契約は、日本国の法令に準拠するものとする。

10　この契約に係る訴訟の提起又は調停（第39条の規定に基づき、発注者と受注者との協議の上選任される調停人が行うものを除く。）の申立てについては、日本国の裁判所をもって合意による専属的管轄裁判所とする。

（指示等及び協議の書面主義）

第2条　この契約書に定める指示、請求、通知、報告、申出、承諾、質問、回答及び解除（以下「指示等」という。）は、書面により行わなければならない。

2　前項の規定にかかわらず、緊急やむを得ない事情がある場合には、発注者及び受注者は、前項に規定する指示等を口頭で行うことができる。この場合において、発注者及び受注者は、既に行った指示等を書面に記載し、7日以内にこれを相手方に交付するものとする。

3　発注者及び受注者は、この契約書の他の条項の規定に基づき協議を行うときは、当該協議の内容を書面に記録するものとする。

（契約の保証）

第3条　受注者は、この契約の締結と同時に、委託金額の100分の5以上の契約保証金を納付しなければならない。ただし、契約保証金の納付は次の各号に掲げる担保の提供をもって代えることができる。

(1) 国債又は地方債。この場合において提供される担保の価値は、額面金額又は登録金額による。

(2) 政府の保証のある債券又は銀行、株式会社商工組合中央金庫、農林中央金庫、若しくは全国を地区とする信用金庫連合会の発行する債券。この場合において提供される担保の価値は、額面金額又は登録金額(発行価格が額面金額又は登録金額と異なるときは、発行価格)の八割に相当する金額による。

(3) 銀行又は発注者が確実と認める金融機関(出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律(昭和29年法律第195号)第3条に規定する金融機関(銀行を除く。)をいう。以下この項において同じ。)が振り出し、又は支払保証をした小切手。この場合において提供される担保の価値は、小切手金額による。

(4) 銀行又は発注者が確実と認める金融機関が引き受け、又は保証若しくは裏書をした手形。この場合において提供される担保の価値は、手形金額による。

(5) 銀行又は発注者が確実と認める金融機関に対する定期預金債権。この場合において提供される担保の価値は、当該債権の証書に記載された債権金額による。

(6) 銀行又は発注者が確実と認める金融機関の保証。この場合において提供される担保の価値は、保証書に記載された保証金額による。

(7) 公共工事の前払金保証事業に関する法律(昭和27年法律第184号)第2条第4項に規定する保証事

業会社の保証。この場合において提供される担保の価値は、保証書に記載された保証金額による。
2　前項の規定に係わらず次の各号のいずれかに該当するときは、契約保証金の全部又は一部を免除する。
(1) この契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約の締結
(2) この契約による債務の履行を保証する公共工事履行保証契約の締結
(3) 大阪府財務規則（昭和55年大阪府規則第48号）第68条第3号に該当する場合における受注者からの契約保証金免除申請
3　第2項第1号の場合においては、履行保証保険契約の締結後、直ちにその保険証券を発注者に寄託しなければならない。
4　請負代金額の変更があった場合には、契約保証金が変更後の委託金額の100分の5に達するまで、発注者は、契約保証金の増額を請求することができ、受注者は、契約保証金の減額を請求することができる。

（権利義務の譲渡等）
第4条　受注者は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ、発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。
2　受注者は、業務を行う上で得られた記録等を第三者に譲渡し、貸与し、又は質権その他の担保の目的に供してはならない。ただし、あらかじめ、発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。

（秘密の保持）
第5条　受注者は、この契約の履行に関して知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。
2　受注者は、発注者の承諾なく、この契約の履行を行う上で得られた設計図書等（業務を行う上で得られた記録等を含む。）を他人に閲覧させ複写させ、又は譲渡してはならない。

（一括再委託等の禁止）
第6条　受注者は、業務の全部を一括して、第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。
2　受注者は、業務の一部を第三者に委任し、又は請け負わせようとするときは、あらかじめ、発注者の承諾を得なければならない。
3　発注者は、受注者に対して、業務の一部を委任、又は請け負わせた者の商号又は名称その他必要な事項の通知を請求することができる。
4　第2項の規定により業務の一部を第三者に委任し、又は請け負わせようとする場合において、受注者は、大阪府の入札参加停止措置及び入札参加除外措置を受けている者並びに第31条の３第1項各号に該当する者を受任者又は下請負人としてはならない。
5　受注者は、第2項の規定により、業務の一部を第三者に委任し、又は請け負わせたときは、その第三者が大阪府暴力団排除条例（平成22年大阪府条例第58号）第2条第2号に規定する暴力団員又は同条第4号に規定する暴力団密接関係者でないことを表明した誓約書を徴収し、発注者に提出しなければならない。ただし、その第三者との契約において、契約金額が500万円未満の場合は、この限りでない。
6　受注者が大阪府の入札参加除外措置を受けた者又は第31条の３第１項各号に該当する者を受任者又は下請負人としていた場合は、発注者は受注者に対して、当該契約の解除を求めることができる。
7　前項の規定により契約の解除を行った場合の一切の責任は、受注者が負うものとする。

（個人情報の保護）
第6条の2　受注者は、この契約による事務を処理するための個人情報の取扱いについては、別記「個人情報取扱特記事項」を守らなければならない。

（監督職員）
第7条　発注者は、監督職員を置いたときは、その氏名を受注者に通知しなければならない。監督職員を変更したときも、同様とする。
2　監督職員は、この契約書の他の条項に定めるもの及びこの契約書に基づく発注者の権限とされる事項のうち発注者が必要と認めて監督職員に委任したもののほか、工事監理仕様書に定めるところにより、次に掲げる権限を有する。
(1) 発注者の意図する業務を完了させるための受注者又は受注者の管理技術者若しくは現場技術者に対する業務に関する指示
(2) この契約書及び工事監理仕様書の記載内容に関する受注者の確認の申出又は質問に対する承諾又は回答

(3) この契約の履行に関する受注者又は受注者の管理技術者若しくは現場技術者との協議
(4) 業務の進捗の確認、工事監理仕様書の記載内容と履行内容との照合その他契約の履行状況の調査

3 発注者は、2名以上の監督職員を置き、前項の権限を分担させたときにあってはそれぞれの監督職員の有する権限の内容を、監督職員にこの契約書に基づく発注者の権限の一部を委任したときにあっては当該委任した権限の内容を、受注者に通知しなければならない。

4 この契約書に定める書面の提出は、工事監理仕様書に定めるものを除き、監督職員を経由して行うものとする。この場合においては、監督職員に到達した日をもって発注者に到達したものとみなす。

（管理技術者等）

第8条 受注者は、業務の技術上の管理を行う管理技術者を定め、その氏名その他必要な事項を発注者に通知しなければならない。管理技術者を変更したときも、同様とする。

2 受注者は、管理技術者を補佐するために現場技術者を定めたときは、その氏名その他必要な事項を発注者に通知しなければならない。現場技術者を変更したときも、同様とする。

3 管理技術者は、この契約の履行に関し、業務の管理及び統轄を行うほか、委託金額の変更、履行期間の変更、委託金額の請求及び受領、次条第1項の請求の受理、同条第2項の決定及び通知、同条第3項の請求、同条第4項の通知の受理並びにこの契約の解除に係る権限を除き、この契約に基づく受注者の一切の権限を行使することができる。

4 受注者は、前項の規定にかかわらず、自己の有する権限のうちこれを管理技術者に委任せず自ら行使しようとするものがあるときは、あらかじめ、当該権限の内容を発注者に通知しなければならない。

（管理技術者等に対する措置請求）

第9条 発注者は、管理技術者若しくは現場技術者又は受注者の使用人若しくは第6条第2項の規定により受注者から業務を委任され、若しくは請け負った者がその業務の実施につき著しく不適当と認められるときは、受注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。

2 受注者は、前項の規定による請求があったときは、当該請求に係る事項について決定し、その結果を請求を受けた日から10日以内に発注者に通知しなければならない。

3 受注者は、監督職員がその職務の執行につき著しく不適当と認められるときは、発注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。

4 発注者は、前項の規定による請求があったときは、当該請求に係る事項について決定し、その結果を請求を受けた日から10日以内に受注者に通知しなければならない。

（履行報告）

第10条 受注者は、工事監理仕様書に定めるところにより、契約の履行について発注者に報告しなければならない。

（貸与品等）

第11条 発注者が受注者に貸与し、又は支給する図面その他業務に必要な物品等（以下「貸与品等」という。）の品名、数量等、引渡場所及び引渡時期は、工事監理仕様書に定めるところによる。

2 受注者は、貸与品等の引渡しを受けたときは、引渡しの日から7日以内に、発注者に受領書又は借用書を提出しなければならない。

3 受注者は、貸与品等を善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。

4 受注者は、工事監理仕様書に定めるところにより、業務の完了、工事監理仕様書の変更等によって不用となった貸与品等を発注者に返還しなければならない。

5 受注者は、故意又は過失により貸与品等が滅失若しくはき損し、又はその返還が不可能となったときは、発注者の指定した期間内に代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えて損害を賠償しなければならない。

（工事監理仕様書と業務内容が一致しない場合の履行責任）

第12条 受注者は、業務の内容が工事監理仕様書又は発注者の指示若しくは発注者と受注者との協議の内容に適合しない場合において、監督職員がその履行を請求したときは、当該請求に従わなければならない。この場合において、当該不適合が発注者の指示によるときその他発注者の責めに帰すべき事由によるときは、発注者は、必要があると認められるときは、履行期間若しくは委託金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

（条件変更等）

第13条　受注者は、業務を行うに当たり、次のいずれかに該当する事実を発見したときは、その旨を直ちに発注者に通知し、その確認を請求しなければならない。

(1) 仕様書及びこれらの図書に係る質問回答書が一致しないこと（これらの優先順位が定められている場合を除く。）

(2) 工事監理仕様書に誤謬又は脱漏があること

(3) 工事監理仕様書の表示が明確でないこと

(4) 履行上の制約等工事監理仕様書に示された自然的又は人為的な履行条件が実際と相違すること

(5) 工事監理仕様書に明示されていない履行条件について予期することのできない特別な状態が生じたこと

2　発注者は、前項の規定による確認を請求されたとき又は自ら前項各号に掲げる事実を発見したときは、受注者の立会いの上、直ちに調査を行わなければならない。ただし、受注者が立会いに応じない場合には、受注者の立会いを得ずに行うことができる。

3　発注者は、受注者の意見を聴いて、調査の結果（これに対してとるべき措置を指示する必要があるときは、当該指示を含む。）をとりまとめ、調査の終了後14日以内に、その結果を受注者に通知しなければならない。ただし、その期間内に通知できないやむを得ない理由があるときは、あらかじめ、受注者の意見を聴いた上、当該期間を延長することができる。

4　前項の調査の結果により第１項各号に掲げる事実が確認された場合において、必要があると認められるときは、発注者は、工事監理仕様書の訂正又は変更を行わなければならない。

5　前項の規定により工事監理仕様書の訂正又は変更が行われた場合において、発注者は、必要があると認められるときは、履行期間若しくは委託金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

（工事監理仕様書等の変更）

第14条　発注者は、前条第4項の規定によるほか、必要があると認めるときは、工事監理仕様書又は業務に関する指示（以下この条及び第16条において「工事監理仕様書等」という。）の変更内容を受注者に通知して、工事監理仕様書等を変更することができる。この場合において、発注者は、必要があると認められるときは履行期間若しくは委託金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

（業務の中止）

第15条　発注者は、必要があると認めるときは、業務の中止内容を受注者に通知して、業務の全部又は一部を一時中止させることができる。

2　発注者は、前項の規定により業務を一時中止した場合において、必要があると認められるときは履行期間若しくは委託金額を変更し、又は受注者が業務の続行に備え業務の一時中止に伴う増加費用を必要としたとき若しくは受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

（業務に係る受注者の提案）

第16条　受注者は、工事監理仕様書等について、技術的又は経済的に優れた代替方法その他改良事項を発見し、又は発案したときは、発注者に対して、当該発見又は発案に基づき工事監理仕様書等の変更を提案することができる。

2　発注者は、前項に規定する受注者の提案を受けた場合において、必要があると認めるときは、工事監理仕様書等の変更を受注者に通知するものとする。

3　発注者は、前項の規定により工事監理仕様書等が変更された場合において、必要があると認められるときは、履行期間又は委託金額を変更しなければならない。

（受注者の請求による履行期間の延長）

第17条　受注者は、自己の責めに帰すことができない事由により履行期間内に業務を完了することができないときは、その理由を明示した書面により発注者に履行期間の延長変更を請求することができる。

2　発注者は、前項の規定による請求があった場合において、必要があると認められるときは、履行期間を延長しなければならない。発注者は、その履行期間の延長が発注者の責めに帰すべき事由による場合においては、委託金額について必要と認められる変更を行い、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

（発注者の請求による履行期間の短縮等）
第18条　発注者は、特別の理由により履行期間を短縮する必要があるときは、履行期間の短縮変更を受注者に請求することができる。
2　発注者は、この契約書の他の条項の規定により履行期間を延長すべき場合において、特別の理由があるときは、延長する履行期間について、受注者に通常必要とされる履行期間に満たない履行期間への変更を請求することができる。
3　発注者は、前2項の場合において、必要があると認められるときは、委託金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

（履行期間の変更方法）
第19条　履行期間の変更については、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。
2　前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知するものとする。ただし、発注者が履行期間の変更事由が生じた日（第17条の場合にあっては、発注者が履行期間の変更の請求を受けた日、前条の場合にあっては、受注者が履行期間の変更の請求を受けた日）から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

（委託金額の変更方法等）
第20条　委託金額の変更については、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。
2　前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知するものとする。ただし、発注者が委託金額の変更事由が生じた日から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。
3　この契約書の規定により、受注者が増加費用を必要とした場合又は損害を受けた場合に発注者が負担する必要な費用の額については、発注者と受注者とが協議して定める。

（一般的損害）
第21条　業務の完了の前に、業務を行うにつき生じた損害（次条第1項又は第2項に規定する損害を除く。）については、受注者がその費用を負担する。ただし、その損害（工事監理仕様書に定めるところにより付された保険によりてん補された部分を除く。）のうち発注者の責めに帰すべき事由により生じたものについては、発注者が負担する。

（第三者に及ぼした損害）
第22条　業務を行うにつき第三者に及ぼした損害について、当該第三者に対して損害の賠償を行わなければならないときは、受注者がその賠償額を負担する。
2　前項の規定にかかわらず、同項の規定する賠償額（工事監理仕様書に定めるところにより付された保険によりてん補された部分を除く。）のうち、発注者の指示、貸与品等の性状その他発注者の責めに帰すべき事由により生じたものについては、発注者がその賠償額を負担する。ただし、受注者が、発注者の指示又は貸与品等が不適当であること等発注者の責めに帰すべき事由があることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りでない。
3　前2項の場合その他業務を行うにつき第三者との間に紛争を生じた場合においては、発注者と受注者とが協力してその処理解決に当たるものとする。

（委託金額の変更に代える工事監理仕様書の変更）
第23条　発注者は、第12条から第16条まで、第18条、第21条又は第28条の規定により委託金額を増額すべき場合又は費用を負担すべき場合において、特別の理由があるときは、委託金額の増額又は負担額の全部又は一部に代えて工事監理仕様書を変更することができる。この場合において、工事監理仕様書の変更内容は、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。
2　前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知しなければならない。ただし、発注者が前項の委託金額を増額すべき事由又は費用を負担すべき事由が生じた日から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知すること

ができる。

（検査及び引渡し）

第24条　受注者は、業務を完了したときは、その旨を発注者に通知しなければならない。

2　発注者又は発注者が検査を行う者として定めた職員（以下「検査職員」という。）は、前項の規定による通知を受けたときは、通知を受けた日から10日以内に受注者の立会いの上、工事監理仕様書に定めるところにより、業務の完了を確認するための検査を完了し、当該検査の合否結果を受注者に通知しなければならない。

3　発注者は、前項の検査の完了（合格）によって業務の完了を確認した後、受注者が業務報告書の引渡しを申し出たときは、直ちに当該業務報告書の引渡しを受けなければならない。

4　発注者は、受注者が前項の申出を行わないときは、当該業務報告書の引渡しを委託金額の支払いの完了と同時に行うことを請求することができる。この場合においては、受注者は、当該請求に直ちに応じなければならない。

5　受注者は、業務が第2項の検査に合格しないときは、直ちに履行して発注者の検査を受けなければならない。この場合においては、履行の完了を業務の完了とみなして前各項の規定を読み替えて準用する。

（委託金額の支払い等）

第25条　受注者は、前条第2項（前条第5項において読み替えて準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の検査に合格したときは、委託金額の支払いを請求することができる。

2　発注者は、前項の規定による請求があったときは、受注者からの適法な請求書を受理した日から30日以内に委託金額を受注者に支払わなければならない。

3　発注者が自己の責めに帰すべき事由により前条第2項の期間内に検査を完了しないときは、その期限を経過した日から検査を完了した日までの期間の日数は、前項の期間（以下「約定期間」という。）の日数から差し引くものとする。この場合において、その遅延日数が約定期間の日数を超えるときは、約定期間は、遅延日数が約定期間の日数を超えた日において満了したものとみなす。

4　発注者は、自己の責めに帰すべき事由により、第2項若しくは次条第5項の規定による委託金額又は部分払金の支払いが遅れたときは、未支払金額につき、遅延日数に応じ、年5パーセントの割合で計算して得た額の遅延利息を受注者に支払わなければならない。

（部分払）

第26条　受注者は、業務の完了前に、出来高部分に相応する委託金額相当額の10分の9以内の額について、次項から第7項までに定めるところにより部分払を請求することができる。ただし、この請求は、履行期間中　8　回を超えることができない。

2　受注者は、部分払を請求しようとするときは、あらかじめ、当該請求に係る出来高部分の確認を発注者に請求しなければならない。

3　発注者は、前項の場合において、当該請求を受けた日から10日以内に受注者の立会いの上、工事監理仕様書に定めるところにより、前項の確認をするための検査を行い、当該確認の結果を受注者に通知しなければならない。

4　前項の場合において、検査に直接要する費用は、受注者の負担とする。

5　受注者は、第3項の規定による確認があったときは、部分払を請求することができる。この場合においては、発注者は、受注者からの適法な請求書を受理した日から30日以内に部分払金を受注者に支払わなければならない。

6　部分払金の額は、次の式により算定する。この場合において第1項の委託金額相当額は、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、発注者が第3項の通知をした日から10日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

部分払金の額≦第1項の委託金額相当額×9/10

7　第5項の規定により部分払金の支払いがあった後、再度部分払の請求をする場合においては、第1項及び第6項中「委託金額相当額」とあるのは「委託金額相当額から既に部分払の対象となった委託金額相当額を控除した額」とするものとする。

（第三者による代理受領）

第27条　受注者は、発注者の承諾を得て委託金額の全部又は一部の受領につき、第三者を代理人とするこ

とができる。
2　発注者は、前項の規定により受注者が第三者を代理人とした場合において、受注者の提出する支払請求書に当該第三者が受注者の代理人である旨の明記がなされているときは、当該第三者に対して第25条又は第26条の規定に基づく支払いをしなければならない。

（部分払金の不払に対する受注者の業務中止）
第28条　受注者は、発注者が第26条の規定に基づく支払いを遅延し、相当の期間を定めてその支払いを請求したにもかかわらず支払いをしないときは、業務の全部又は一部を一時中止することができる。この場合においては、受注者は、その理由を明示した書面により、直ちにその旨を発注者に通知しなければならない。
2　発注者は、前項の規定により受注者が業務を一時中止した場合において、必要があると認められるときは履行期間若しくは委託金額を変更し、又は受注者が増加費用を必要とし、若しくは受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

（債務不履行に対する受注者の責任）
第29条　受注者がこの契約に違反した場合、その効果がこの契約に定められているもののほか、発注者は、受注者に対して相当の期間を定めて履行を請求し、又は履行の請求とともに損害の賠償を請求することができる。ただし、損害賠償については、受注者が自己の責めに帰すべからざることを立証したときは、この限りではない。
2　前項において受注者が負うべき責任は、第24条第2項又は第26条第3項の規定による検査に合格したことをもって免れるものではない。
3　第1項の規定による履行又は損害賠償の請求は、第24条第3項又は第4項の規定による業務報告書の引渡しを受けた日から本件建築物の工事完成後2年以内に行わなければならない。ただし、その違反が受注者の故意又は重大な過失により生じた場合は、当該請求をできる期間は、業務報告書の引渡しを受けた日から10年とする。
4　発注者は、業務の完了の際に受注者のこの契約に関して違反があることを知ったときは、第1項の規定にかかわらず、その旨を直ちに受注者に通知しなければ、当該履行の請求又は損害賠償の請求をすることはできない。ただし、受注者がその違反があることを知っていたときは、この限りでない。
5　第1項の規定は、受注者の契約違反が工事監理仕様書の記載内容、発注者の指示又は貸与品等の性状により生じたものであるときは適用しない。ただし、受注者がその記載内容、指示又は貸与品等が不適当であることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りでない。

（履行遅滞の場合における遅滞料等）
第30条　発注者は、受注者の責めに帰すべき事由により履行期間内に業務を完了することができない場合においては、遅滞料の支払いを受注者に請求することができる。
2　前項の遅滞料の額は、委託金額から第26条の規定による部分払に係る委託金額を控除した額につき、遅延日数に応じ、年5パーセントの割合で計算して得た額とする。

（発注者の解除権）
第31条　発注者は、受注者が次のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。
(1) 自己の責めに帰すべき事由により、履行期間内に業務が完了しないと明らかに認められるとき。
(2) 管理技術者を配置しなかったとき。
(3) 前2号に掲げる場合のほか、この契約に違反し、その違反により契約の目的を達成することができないと認められるとき。
(4) 第6条第6項の規定により発注者から契約の解除を求められた場合において、受注者がこれに従わなかったとき。
2　発注者は、受注者が、第33条第1項の規定によらないで契約の解除を申し出たときは、契約を解除することができる。
3　第1項又は前項の規定により契約が解除された場合においては、受注者は、委託金額の100分の5に相当する額を違約金（ただし、第30条に基づく遅滞料が発生したときは当該遅滞料を含む。）として発注者の指定する期限までに支払わなければならない。
4　前項の場合において、発注者は、第3条の規定により契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、当該契約保証金又は担保をもって違約金に充当することができる。

第 31 条の 2　発注者は、この契約に関し、受注者が、次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

(1) 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号。以下「独占禁止法」という。）第 8 条の 4 第 1 項の規定による必要な措置を命ぜられたとき。

(2) 独占禁止法第 7 条第 1 項若しくは同条第 2 項（同法第 8 条の 2 第 2 項及び同法第 20 条第 2 項において準用する場合を含む。）、同法第 8 条の 2 第 1 項若しくは同条第 3 項、同法第 17 条の 2 又は同法第 20 条第 1 項の規定による排除措置命令(以下「排除措置命令」という。)を受けたとき。

(3) 独占禁止法第 7 条の 2 第 1 項(同条第 2 項及び第 8 条の 3 において読み替えて準用する場合を含む。)の規定による課徴金の納付命令(以下「納付命令」という。)を受けたとき、又は同法第 7 条の 2 第 1 項の規定により課徴金を納付すべき事業者が、同条第 10 項の規定により納付命令を受けなかったとき。

(4) 刑法（明治 40 年法律第 45 号）第 96 条の 6 若しくは同法第 198 条又は独占禁止法第 3 条の規定による刑の容疑により刑事訴訟法（昭和 23 年法律第 131 号）第 247 条の規定に基づく公訴を提起されたとき（受注者の役員又はその使用人が当該公訴を提起されたときを含む。）。

(5) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 2 項第 2 号に該当すると認められたとき。

(6) 第 6 条の規定に違反したとき。

第 31 条の 3　発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

(1) 役員等(受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人である場合にはその法人の役員又はその支店若しくは営業所(常時業務の契約を締結する事務所をいう。)を代表するものをいう。)又は経営に事実上参加している者が暴力団員であると認められるとき。

(2) 役員等又は経営に事実上参加している者が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。

(3) 役員等又は経営に事実上参加している者がいかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員に対して、金銭、物品その他の財産上の利益を不当に与えたと認められるとき。

(4) 役員等又は経営に事実上参加している者が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

(5) 第 6 条第 2 項の規定により第三者に委任し、又は請け負わせようとするときの契約にあたり、その相手方が第 1 号から第 4 号に規定する行為を行う者であると知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

2　受注者は、前項の規定によりこの契約が解除されたときは、違約金として委託金額の100分の5に相当する額を発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

3　前項の場合において、発注者は、第3条の規定により契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、当該契約保証金又は担保をもって違約金に充当することができる。

第32条　発注者は、業務が完了するまでの間は、第31条第1項、同条第2項、第31条の2及び第31条の3第1項の規定によるほか、必要があるときは、契約を解除することができる。

2　発注者は、前項の規定により契約を解除したことにより受注者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

（受注者の解除権）

第33条　受注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。

(1) 第14条の規定により工事監理仕様書を変更したため委託金額が3分の2以上減少したとき。

(2) 第15条の規定による業務の中止期間が履行期間の10分の5（履行期間の10分の5が6月を超えるときは、6月）を超えたとき。ただし、中止が業務の一部のみの場合は、その一部を除いた他の部分の業務が完了した後3月を経過しても、なおその中止が解除されないとき。

(3) 発注者が契約に違反し、その違反によって契約の履行が不可能となったとき。

2　受注者は、前項の規定により契約を解除した場合において、損害があるときは、その損害の賠償を発注者に請求することができる。

（解除の効果及び解除された場合等の違約金）

第34条　契約が解除された場合には、第1条第2項に規定する発注者及び受注者の義務は消滅する。ただし、第26条に規定する部分払に係る部分については、この限りでない。

2　発注者は、前項の規定にかかわらず第 31 条の規定により契約を解除された場合において、受注者が既に業務を完了した部分（第 26 条の規定により部分払を受けている場合には、当該部分を除くものとし、以下「既履行部分」という。）の引渡しを受ける必要があると認めたときは、既履行部分を検査の上、当該検査に合格した部分の引渡しを受けることができる。この場合において、発注者は、当該引渡しを受けた既履行部分に相応する委託金額（以下「既履行部分委託金額」という。）を受注者に支払わなければならない。

3　前項に規定する既履行部分委託金額は、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から 14 日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

4　次の各号のいずれかに該当する場合においては、受注者は、委託金額の 100 分の 5 に相当する額を違約金（ただし、第 30 条に基づく遅滞料が発生したときは当該遅滞料を含む。）として発注者の指定する期限までに支払わなければならない。

(1) 第31条第1項の規定によりこの契約が解除された場合

(2) 受注者がその債務の履行を拒否し、又は、受注者の責めに帰すべき事由によって受注者の債務について履行不能となった場合

5　次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第 2 号に該当する場合とみなす。

(1) 受注者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人

(2) 受注者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人

(3) 受注者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律225号）の規定により選任された再生債務者等

6　第 4 項の場合において、発注者は、第 3 条の規定により契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、当該契約保証金又は担保をもって違約金に充当することができる。

（賠償額の予定等）

第35条　受注者は、この契約に関し、第1号から第4号までのいずれかに該当するときは、賠償金として、委託金額の100分の20に相当する額を、第5号に該当するときは、賠償金として、委託金額の100分の10に相当する額を発注者の指定する期間内に支払わなければならない。この場合において、発注者がこの契約を解除するか否かを問わず、又、業務が完了した後も同様とする。

(1) 受注者に違反行為があったとして公正取引委員会が行った排除措置命令が確定したとき。

(2) 受注者に違反行為があったとして公正取引委員会が行った納付命令が確定したとき、又は独占禁止法第7条の2第1項の規定により課徴金を納付すべき事業者が、同条第10項の規定により納付命令を受けなかったとき。

(3) 第31条の2第4号に規定する刑が確定したとき。

(4) 第31条の2第5号に該当したとき。

(5) 第31条の2第6号に該当したとき。

2　前項の場合において、発注者に生じた実際の損害額が、前項に規定する賠償金の額を超える場合には、受注者は、超過額を発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

（相殺）

第 36 条　発注者は、受注者に対して有する金銭債権があるときは、受注者が発注者に対して有する保証金返還請求権、委託金請求権及びその他の債権と相殺することができる。

2　前項の場合において、相殺して、なお不足があるときは、受注者は、発注者の指定する期間内に当該不足額を支払わなければならない。

（解除に伴う措置）

第37条　受注者は、契約が解除された場合において、貸与品等があるときは、当該貸与品等を発注者に返還しなければならない。この場合において、当該貸与品等が受注者の故意又は過失により滅失又はき

損したときは、代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。

2　前項前段に規定する受注者のとるべき措置の期限、方法等については、契約の解除が第31条、第31条の2又は第31条の3によるときは発注者が定め、第32条又は第33条の規定によるときは受注者が発注者の意見を聴いて定めるものとし、前項後段に規定する受注者のとるべき措置の期限、方法等については、発注者が受注者の意見を聴いて定めるものとする。

（保　険）

第38条　受注者は、工事監理仕様書に基づき保険を付したとき又は任意に保険を付しているときは、当該保険に係る証券又はこれに代わるものを直ちに発注者に提示しなければならない。

（紛争の解決）

第39条　この契約書の各条項において発注者と受注者とが協議して定めるものにつき協議が整わなかったときに発注者が定めたものに受注者が不服がある場合その他契約に関して発注者と受注者との間に紛争を生じた場合には、発注者及び受注者は、協議の上調停人1名を選任し、当該調停人のあっせん又は調停によりその解決を図る。この場合において、紛争の処理に要する費用については、発注者と受注者とが協議して特別の定めをしたものを除き、調停人の選任に係るものは発注者と受注者とが折半し、その他のものは、発注者と受注者とが協議して特別の定めをしたものを除き、発注者と受注者とがそれぞれ負担する。

2　前項の規定にかかわらず、管理技術者若しくは現場技術者の業務の実施に関する紛争、受注者の使用人又は受注者から業務を委任され、又は請け負った者の業務の実施に関する紛争及び監督職員の職務の執行に関する紛争については、第9条第2項の規定により受注者が決定を行った後若しくは同条第4項の規定により発注者が決定を行った後又は発注者若しくは受注者が決定を行わずに同条第2項若しくは第4項の期間が経過した後でなければ、発注者及び受注者は、前項のあっせん又は調停の手続を請求することができない。

3　第1項の規定にかかわらず、発注者又は受注者は、必要があると認めるときは、同項に規定する手続前又は手続中であっても同項の発注者と受注者との間の紛争について民事訴訟法（明治23年法律第29号）に基づく訴えの提起又は民事調停法（昭和26年法律第222号）に基づく調停の申立てを行うことができる。

（疑義等の決定）

第 40 条　この契約書に定めのない事項又はこの契約書に関して疑義が生じたときは、必要に応じて発注者と受注者とが協議して定める。

別記

個人情報取扱特記事項

（基本的事項）
第１　受注者は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による事務の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。

（責任体制の整備）
第２　受注者は、個人情報の安全管理について、内部における責任体制を構築し、その体制を維持しなければならない。

（作業責任者等の届出）
第３　受注者は、個人情報の取扱いに係る作業責任者を定め、書面により発注者に報告しなければならない。
２　受注者は、作業責任者を変更した場合は、速やかに書面により発注者に報告しなければならない。
３　作業責任者は、特記仕様書に定める事項を適切に実施するよう作業従事者を監督しなければならない。

（教育の実施）
第４　受注者は、個人情報の保護、情報セキュリティに対する意識の向上、特記仕様書における作業従事者が遵守すべき事項その他この委託業務の適切な履行に必要な教育及び研修を、作業従事者全員に対して実施しなければならない。

（派遣労働者等の利用時の措置）
第５　受注者は、この委託業務を派遣労働者、契約社員その他の正社員以外の労働者に行わせる場合は、正社員以外の労働者にこの契約に基づく一切の義務を遵守させなければならない。
２　受注者は、発注者に対して、正社員以外の労働者の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。

（個人情報の適正管理）
第６　受注者は、この契約による事務に関して知り得た個人情報の漏えい、滅失又は損傷の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。なお、講じるべき措置における留意すべき点は次のとおり。
(1)　個人情報の利用者、作業場所及び保管場所の限定及びその状況の台帳等への記録
(2)　施錠が可能な保管庫又は施錠若しくは入退室管理の可能な保管室での個人情報の保管
(3)　個人情報を取扱う場所の特定及び当該場所における名札（氏名、会社名、所属名、役職等を記したもの）の着用
(4)　定められた場所からの個人情報の持ち出しの禁止
(5)　個人情報を電子データで持ち出す場合の、電子データの暗号化処理等の保護措置
(6)　個人情報を移送する場合の、移送時の体制の明確化
(7)　個人情報を電子データで保管する場合の、当該データが記録された媒体及びそのバックアップの保管状況にかかる確認及び点検
(8)　私用パソコン、私用外部記録媒体その他の私用物を持ち込んでの個人情報を扱う作業の禁止
(9)　個人情報を利用する作業を行うパソコンへの業務に関係のないアプリケーションのインストールの禁止
(10)　その他、委託の内容に応じて、個人情報保護のための必要な措置
(11)　上記項目の従事者への周知

（収集の制限）
第７　受注者は、この契約による事務を行うために個人情報を収集するときは、事務の目的を達成するために必要な範囲で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

（目的外利用・提供の禁止）
第８　受注者は、発注者の指示がある場合を除き、この契約による事務に関して知り得た個人情報を契約

の目的以外の目的のために利用し、又は発注者の承諾なしに第三者に提供してはならない。

（複写、複製の禁止）
第９　受注者は、発注者の承諾がある場合を除き、この契約による事務を行うために発注者から引き渡された個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

（資料等の返還等）
第 10　受注者は、この契約による事務を処理するために、発注者から提供を受け、又は受注者自らが収集し、若しくは作成した「個人情報が記録された資料等」を、この契約完了後直ちに発注者に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、発注者が別に指示したときは当該方法によるものとする。

（廃棄）
第 11　受注者は、この契約に事務に関して知り得た個人情報について、保有する必要がなくなったときは、確実かつ速やかに廃棄し、又は消去しなければならない。

（調査）
第 12　発注者は、受注者が契約による事務の執行に当たり取り扱っている個人情報の管理の状況について、定期に及び必要に応じ随時に調査することができる。
２　受注者は、発注者の求めに応じて、前項の状況について、報告をしなければならない。

（事故発生時における報告）
第 13　受注者は、この契約に違反する事態が生じ、又は生じるおそれのあることを知ったときは、速やかに発注者に報告し、発注者の指示に従うものとする。